

事 務 連 絡
平成 27 年 9 月 11 日

事業主 各位

伊藤忠連合企業年金基金
(公 印 省 略)

個人番号（マイナンバー）制度への事務対応に関するお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知の通り「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」といいます。）の施行に伴い、平成 28 年 1 月 1 日から税分野でのマイナンバーの利用が開始されます。

そのため、平成 28 年 1 月以降の年金及び一時金の給付にかかる法定調書（源泉徴収票、支払調書）にマイナンバーの記載が義務づけられることとなりました。

つきましては、当基金ではマイナンバーの収集方法を下記の通りとさせていただきたいと思っておりますので、事業主様のご協力をお願い致します。

当面、企業年金におきましてはマイナンバーの利用は税分野に限られますので入社（資格取得）時の事務につきましては変更がございません。

敬具

記

①【平成 28 年 1 月 1 日以前の受給者及び受給待期者】

企業年金連合会に業務委託を行うことで、当該者にかかるマイナンバーを一括収集する予定です（現時点では詳細未定）。なお、本件事務は基金事務局で対応いたします。

②【平成 28 年 1 月 1 日以降の資格喪失者】

原則、給付のご請求に当たっては事業所様経由で裁定請求書をご提出いただくこととし、マイナンバーの本人確認は事業所様にて行っていただきますようお願い致します。

なお、本件事務を可能とするためには当基金と各事業所様との間で業務委託契約を締結しなければなりません。詳細につきましては後日連絡致します。

また、事業所様におかれましてはマイナンバーを収集するに当たり利用目的を周知しなけ

ればなりません。利用目的を明示する際、以下の文言を追加いただくようお願い申し上げます。

(追加いただく文言)

「確定給付企業年金制度に係る源泉徴収票作成事務（税に関する事務に限る）」

③【平成 28 年 1 月 1 日以降の資格喪失者（ご本人が裁定請求する場合）】

資格喪失時に給付金のお受け取り方法を 1 年間保留する方や年金を選択した方でお受け取り年齢に達していない方等は裁定請求をご本人様に行っていただくこととなりますが、その場合のマイナンバーに係る本人確認は当基金にて行います。なお、本人確認当たってはマイナンバーの通知カード+運転免許証かパスポートの写しが必要となります。

新しい帳票や事務内容（委託契約書含む）についての詳細は決定次第ご連絡致します。

以上